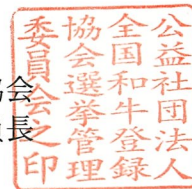




全和登選管発第38号
令和4年8月1日

会員各位

公益社団法人全国和牛登録協会
選挙管理委員会委員長



公益社団法人全国和牛登録協会社員選挙の公示

公益社団法人全国和牛登録協会の社員選挙を下記により行うことに決定しましたので、社員選挙規則第13条の規定に基づき公示します。

1. 選挙の期日

令和4年8月21日（日）

※ただし、令和4年8月10日（水）午後4時に、社員候補者が当該選挙区における社員の定数を超えないときは、投票は行わない。

2. 投票時刻

投票時刻 開始 午前9時 ～ 終了 午後4時

開票時刻 開始 午後4時（投票終了後）

3. 該当選挙区の社員数並びに投票・開票の場所

別紙のとおり

4. 投票用紙に記載する社員数

1人

5. 社員の立候補について

立候補する者は、候補者届出書（協会ホームページからダウンロード、または投票場所のある事務所に備え置き）に必要事項を記入・捺印し、令和4年8月10日（水）までに各選挙区の選挙管理者（選挙管理事務所）に直接本人が提出してください。なお、受付期間は8月1日（月）から8月10日（水）までの午前9時から午後4時まで（ただし、土日を除く）とします。

候補者の氏名は、選挙期日の前日までに、協会ホームページ並びに投票場所に掲示します。また、選挙の当日は、投票場所に掲示します。

6. 立候補可能な者

被選挙権を有する正会員（令和4年度初めの正会員（令和3年度正会員））は社員選挙に立候補できます。なお、次の各号に掲げる者は、前文にかかわらず被選挙権を有しません。

(1) 未成年者

(2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

(3) 正会員の資格を失った者

7. 社員について

社員は、正会員の中から選挙で選ばれ、法人の構成員として社員総会（通常年1回）に出席し、法人の基本的な意思決定に関与します。なお、常時法人の業務運営に関与するものではありません。また、いわゆる従業員とも異なるものです。社員は、社員総会という機関を通してのみ、その意思が法人の運営に反映されることとなります。一人の社員の意思や行為が、そのまま法人自身の意思や行為となるものではありません。